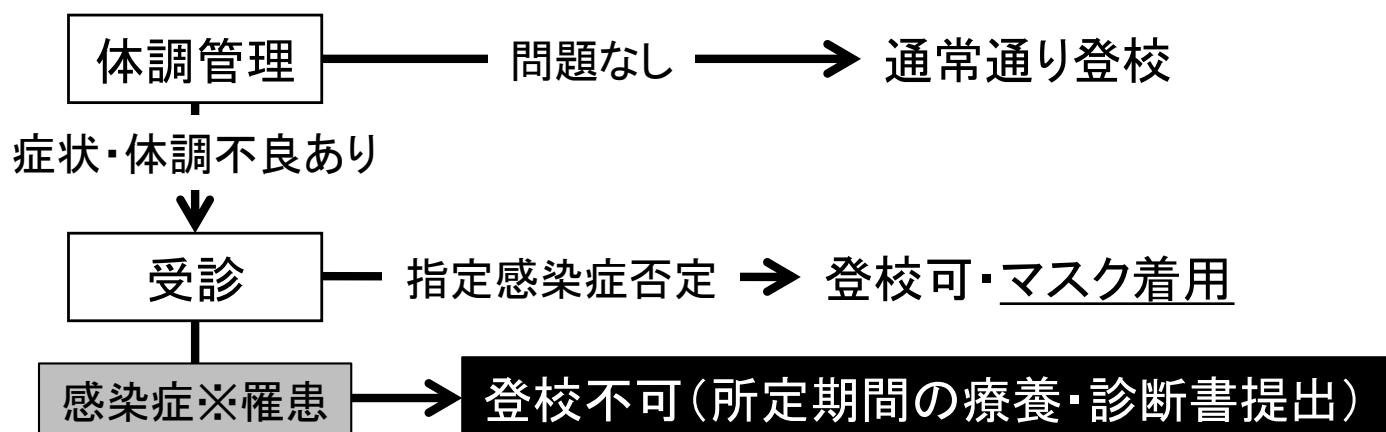


【医学科学生対象】感染拡大予防指針について

医学部は附属病院を隣接しており、同院で勤務する医療従事者そして入院・通院する様々な病気を持つ人々の保護の観点から、医学科学生においても引き続き医療従事者としての感染予防が求められます。

①健康管理の継続と体調不良時の対応

毎日の健康管理を徹底して下さい。検温を行うほか、咽頭痛・咳嗽といった感染症状に注意して下さい。何らかの症状や体調不良がある場合、登校せず速やかに医療機関を受診して学校保健安全法に定められる感染症※（例：インフルエンザ、COVID-19）のチェックを行って下さい。これら感染症と診断された場合、所定の期間の自宅療養が必要です（診断書の提出により、療養期間における試験・授業・実習の欠席による成績面への不利益はありません）。これら感染症が否定された場合、体調に留意しながらの登校は妨げませんが、不織布マスクを常時正しく着用して下さい。なお、症状が全く無く通常健康状態が確認できる場合は、屋内でのマスク着用は必須ではありません。



②医学部附属病院内における不織布マスク常時着用の徹底

医学部附属病院内では引き続き、清潔な不織布マスクの常時着用を徹底して下さい。詳細については病院内ルールに従って下さい。なお、食堂や短時間の売店利用であっても引き続きマスク着用が求められます。病気を持つ人々への思いやりの心を持った、医学部生としてふさわしい適切な行動が期待されます。